店舗改装費用の総額

分の店を持ちたい

を鎌ケ谷市が

# 空き店舗活用補助金とは?

市内商店街における空き店舗対策の一環として、商店街の空き店舗を活用し、 集客に役立つ施設及び店舗の開店など、賑わいの創出に寄与する出店について その店舗の改装に要する経費の一部を補助します。



申請期間

平成27年

5月15日(金) ~ 12月25日(金)



1月末日までに工事完了 のうえ、2月1日(月) までに請求書の提出を お願いします。

#### [空き店舗の定義]

- 本市の区域内に所在する店舗であること
- 過去に店舗として営業していた実績があり、 3月以上営業が行われていないこと
- 地上1階又は2階に所在する店舗であること
- ▶大規模小売店舗立地法 (平成10年法律大91 号) 第2条第2項に規定する大規模小売店舗 に該当しない店舗であること

#### お申し込み

申請書(市ホームページまたは商工振興課で配布)などの 必要書類を商工振興課の窓口へお持ちください。

※必要書類など詳しくは市ホームページをご覧ください。 申請書等の様式は市ホームページからダウンロードできます。 お問い合わせ

まずはご相談ください!



鎌ケ谷市役所 商工振興課

☎:047-445-1141(内線 282)

Syoukou@city.kamagaya.chiba.jp





### 自分の店を持ちたい!

と思っているあなた チャレンジ してみませんか?



### 対象者・補助金額

対象者	市内在住の個人	市外在住の個人	市内を本店所在地 とする法人	市外を本店所在地 とする法人
	0	〇 (フランチャイズ方式の出店は不可)	0	〇 (フランチャイズ方式の出店は不可
補助要件	①開業に際して法律に基づく資格を有し、又は開業までに有する見込みであること ②2 年以上継続して営業することが見込まれ、週 40 時間以上営業を行うこと ③店舗開店前までに、鎌ケ谷市商工会及び指定商店会に入会すること ④活用する空き店舗の所有者が親族でないこと ⑤市税を滞納していないこと ⑥市内で営業している店舗から空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としていないこと ①暴力団もしくは、暴力団員または警察当局から排除要請のある者でないこと ⑧無差別大量殺人行為を行った団体で観察処分を受けている団体又は当該団体に属するものでないこと			
補助金額	対象経費の2分の1以内(上限100万円) 千円未満の端数は切り捨て			

### 補助対象経費

#### ①内装

- ①内装工事に要する経費
- ②外装工事に要する経費
- ③給排水衛生設備工事に要する経費
- ④空調設備工事に要する経費
- ⑤サイン工事に要する経費
- ⑥電気照明に要する経費
- ⑦備品購入に要する経費

## 指定商店会

#### 指定商店会

店舗改装費等

※補助金申請に あたっては、商店 会がある区域の空 き店舗活用してい ただきます。

- ①東武鎌ケ谷駅前商店街振興組合
- ②鎌ケ谷大仏商店会
- ③鎌ケ谷さんちく会
- ④すずらん通り商店会
- ⑤ダルマ商店会
- ⑥グリーン通り商店会
- ⑦鎌ケ谷市中央商店会
- ⑧東中沢商店会
- ⑨くぬぎ山いちょう通り商店会
- ⑩井草商店会
- ⑪大仏南通り商店会
- 12第一踏切商店会
- ③新鎌ケ谷ふれあいまちづくり協同組合

## 補助金申請の流れ

市へ補助金申請の事前協議

※改装済みの店舗は、補助の対象となりません



市へ補助金申請書を提出



申請者へ交付決定通知



市へ実績報告書を提出(工事完了及び店舗開店)



決定者へ交付確定通知



市へ請求書を提出

※請求書の提出期限は2月1日(月)までとなります



補助金の振り込み

※補助金は店舗開店後の確定金額でお支払いいたします